

社会保険法判例

堀 勝 洋

十数年以上にわたって国民年金の保険料を納付してきた
外国人の被保険者資格の確認請求等が棄却された事例
(金訴訟第1審判決)

東京地方裁判所民事第3部昭和63年2月25日判決(昭和60年(行ウ)
第51号国民年金被保険者資格取消処分無効確認等請求事件)『判例時
報』1269号, 71頁

I 事実の概要

1 原告Xは大正13年2月16日生まれの韓国人であるが、昭和40年8月東京都大田区長に対し国民年金被保険者資格取得の届出(以下「本件届出」という。)を、本名でなく日本名の通称で行い、受理された(以下「本件受理」という。)。そして、昭和40年4月分から56年9月分までの国民年金の保険料25万350円を納付した(ただし、昭和51年9月1日から54年1月1日までの間は、厚生年金保険の被保険者であった¹⁾)。

2 ところが、本件訴訟の被告である国の歳入歳出官たる東京都福祉局国民年金部長は、昭和56年12月18日付の過誤納額還付通知(以下「本件通知」という。)により、①Xは日本人でないから国民年金の被保険者資格がないことが判明した、②これまで納めた保険料は過誤納であるから還付請求をされたい旨を通知した。本件通知以後、Xには国民年金の保険料の納付書の送付が行われなかったため、Xは保険料を納付することが不可能となり、ひいては国民年金の通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすことができなくなった²⁾。

3 そこでXは、昭和60年5月1日、次のような趣旨の裁判を求めて、東京地方裁判所に出訴した。

(1) Xが昭和40年4月1日から51年8月31日まで及び54年1月2日から59年2月15日³⁾まで、国民年金の被保険者たる地位にあったことを確認する。

(2) Xが被告Y(国)に対して、昭和56年10月～59年1月分までの国民年金の保険料の債務を負っていることを確認する。

(3) YはXに対し、金100万円及びこれに対する昭和60年5月14日から完済まで年5分の割合による金員を支払え。

4 これに対し、東京地方裁判所民事第3部は、昭和63年2月25日、Xの請求を棄却する判決を下した。Xは控訴しなかったので、本判決は確定した。

II 判 旨

1 「右各規定によれば、国民年金の被保険者資格の得喪に関する事由はいずれも客観的に確定しうるものであって、行政庁の裁量的判断の余地のないものであり、しかも、同法は、国民年金の

被保険者資格の得喪を、右の届出の受理にかからしめていることを窺わせるに足りる規定を全く置いていないから、国民年金の被保険者資格の得喪は、同法に定める事由の発生により法律上当然に生ずるものであり、右の届出の受理をまって初めて生ずるものではないと解するのが相当である。」「したがって、本件届出ないしそれについての本件受理によって、原告につき国民年金の被保険者資格が生じたものとはいえない。」「そして、前記各規定によると、56年改正前の国民年金法は、「日本国民」すなわち日本国籍を有する者であることを、国民年金の被保険者資格の取得ないし保有の要件としていたことは明らかであるから、韓国人であって、日本国民とはいえない原告が、同法の規定により、国民年金の被保険者資格を取得しあるいは保有していたものと解することはできない。」

2 「国民年金法の規定だけからすると、国民年金の被保険者資格を有しない者についても、自己に国民年金の被保険者資格があると信じ、将来国民年金の老齢年金あるいは通算老齢年金（以下単に「老齢年金」という。）を受給できるものと期待、信賴して、長期間にわたり保険料の納付を継続してきた場合において、国において、その保険料を異議なく受領するなど右の者が国民年金の被保険者資格を有するとの取扱いを続けながら、後になって、法律の規定を盾に被保険者資格の存在を否定することが許されないときが全くないとは断定し得ない。」「しかし、国民年金の被保険者資格が法律の明文をもって規定されている以上、仮に法律の明文規定に反しても国民年金の被保険者資格の存在を否定することが許されないとするためには、法秩序全体から見て、その者の信賴が法律の個々の明文の規定の適用を排除してでも保護されねばならないと解すべき特段の事情がなければならぬのは当然である。」「ところで、原告が本件において問題にしている老齢年金は、被保険者資格を有する者であっても、法の定める期間以上の期間保険料を納付しない限り、この受給権が生じないものであり、したがって、被保険者資格を有するものであっても、保険料の納付が法の定

める期間に達していない者は、将来法の定める期間以上の期間保険料を納付した時に初めて老齢年金を受給することができる権利を取得するもので、その時までは、老齢年金受給についてのいわば期待的な権利を有するにとどまるということができるのである。」「原告は208か月の保険料……を納付したことは認められるものの、それ以上の期間保険料を納付していないことについては原告の自認するところであるから、原告が、仮に日本国民であるとしても、昭和56年9月ないし12月までに老齢年金の受給権を得るに至っていないことは明らかである。」「そうすると、原告は、仮に日本国民であるとしても、老齢年金受給についての期待的な権利を有していたに過ぎなかったものというほかはない。確かに、あとわずか8か月の保険料を納付すれば、受給権を得るという段階に達してはいたのであるから、その期待的な権利はそれ自体相当なものであることは否定できないところであるが、なおこの段階では、法秩序全体の見地から、法律の明文規定の適用を排除してでも原告を保護すべき特段の事情ありと解するには不十分と考える。」

3 「なお、別件判決⁴⁾は、外国人であることが明らかになった時点において、既に老齢年金の受給権を有するに足りる期間保険料を納付してきた事案であって、その者は前述の期待的な権利を超える権利を有していたといえるのであるから、本件とは事案を異にするものであり、同判決は右に述べた判断を左右するに足りない。」

4 「国民年金制度に関しては、憲法25条の規定の趣旨を受けてどのような措置を講ずるかは、そもそも立法政策の問題であり、国民年金の原資を、被保険者の納付する保険料を基本とはするもののそれだけではなく、国庫からの別途の支出をも予定するという現行の制度を前提とすると、被保険者資格を有する者の範囲については、立法府に広い裁量が認められているということができるのである。そして、60年改正法附則1条により、同法の施行日とされた昭和61年4月1日現在で既に60歳に達して国民年金の被保険者資格を有し得ない大正15年4月1日以前に出生した在日外国人

について、国民年金の被保険者資格を認めないと
の立法をしたからといって、これを著しく不合理
なものとは解し得ないから、右の立法は立法府の
裁量の範囲内にあるものというほかはない。」

5 「以上によれば、原告は、国民年金の被保
険者資格を有する者ではなく、また、国において
原告が国民年金の被保険者資格を有することを否
定することが許されないものではないから、原告
が国民年金の被保険者資格を有しないことを通知
した本件通知が、国家賠償法上違法であるという
ことはできない。」「そして、原告が国民年金の被
保険者資格を有しない以上、原告が昭和56年10月
以降国民年金の保険料を納付すべき義務を負って
いないことは明らかというべきである。」

III 解 説

1 本件訴訟は、在日韓国人であるXが国民年
金の被保険者資格取得の届出をし、これが受理さ
れて十数年にわたって保険料を納付してきたにも
かかわらず、その保険料を還付する旨の通知がな
され、結果として通算老齢年金が受けられなくな
ったために提起されたものである。

国民年金の適用は、当初日本国民に限られてい
た。すなわち、当初の国民年金法第7条は被保険
者の資格を日本国民に限っており、第8条は資格
取得の日を日本国民となった日とし、第9条第2
号は資格喪失の時期を日本国民でなくなったとき
と規定していた。この国籍要件は、国民年金の老
齢年金の受給資格要件たる期間が原則25年という
長期間であるため、必ずしも長期間滞在するとは
限らない外国人に強制適用し保険料を掛け捨てに
させるのは妥当でないという考えなどに基づくも
のである。

しかし、昭和50年代に入り、社会保障に関する
内外人平等原則が規定された難民条約⁵⁾を批准せ
ざるを得ない政治状況が生まれ、同条約の批准と
ともに「難民の地位に関する条約等への加入に伴
う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法
律（昭和56年法律第86号、以下「整備法」とい
う。）」が制定されて、国民年金法の国籍要件も撤

廃された⁶⁾。

しかしながら、国民年金法が外国人に適用され
るのは、難民条約が発効した昭和57年1月1日以
後に限られ、その日前の分について外国人の被保
険者資格が認められるという措置は講じられなか
った。また、国民年金法施行時の中高年齢者対
する老齢年金受給資格要件たる期間の短縮措置
（原則25年を10～24年に短縮）と同様な措置が採
られなかったので、外国人に対する国民年金の適
用は事実上35歳未満の者に限られることとなっ
た^{7,8)}。

したがって、本件訴訟の原告Xが、昭和56年12
月以前に納付した保険料は被保険者資格がないの
に納付したものとして還付されたわけである。ま
た、昭和57年1月以降Xが国民年金に加入したと
しても、Xが60歳になるまで（通算）老齢年金の
受給資格要件たる期間を満たすことは不可能なの
で、Xは（通算）老齢年金を受給することができ
ない。

Xの場合は（通算）老齢年金の受給資格要件た
る期間を満たす前に外国人であることが判明した
のであるが、老齢年金の受給資格要件たる期間を
満たした後に判明した例がある。本稿の注4)の金
鉉鈞訴訟がそれであり、被保険者資格の取消処分
があった後に老齢年金の裁定請求をし、その却下
処分の取消しを求めて訴訟を提起したものである。
第1審判決ではこの却下処分は違憲違法ではない
と訴えが棄却されたが、控訴審判決では却下処分
は信義衡平の原則に反するとして取り消された。
この判決に対して被告国は控訴せず確定したため、
国は、外国人であっても外国人であることが判明
するまでに（通算）老齢年金の受給資格要件たる
期間を満たした場合は、年金の受給権を認めるこ
ととした⁹⁾。しかし、Xのように受給資格要件た
る期間を満たす前に外国人と判明した場合は、納
付した保険料を還付するという従来の取扱いの変
更されなかった。

本件訴訟は、（通算）老齢年金の受給資格要件
たる期間を満たす前に外国人と判明した場合に、
保険料をさかのぼって還付するという上記の国の
取扱いが違法なものかどうかを争うものとして注

目されたが、本判決は違法ではないと判示した。

本件訴訟での原告及び被告の主張ならびに判決につき、原告の論点に沿って以下解説を加える。

2 まず、原告は、国民年金被保険者資格取得届出の受領は届出を適法有効なものと判断し確認して受理するもので、国民年金の被保険者たる要件を満たしていない者も受理によりその資格が創設され、行政庁は受理の際の被保険者資格を有するとの判断を否認することができないから、原告は本件受理により国民年金被保険者資格を取得した、と主張した。

これに対し、被告は次のように主張した。整備法による改正前の国民年金法（以下「56年改正前の国民年金法」という。）第7条第1項、第8条及び第9条によれば、国民年金の被保険者資格の発生及び得喪に関する事由はいずれも客観的に確定し得るものであって、行政庁に裁量を認める余地はなく、法に定めた事由の発生により法律上当然に発生する。被保険者のする資格の得喪に関する届出は、その事実を通知するための手続きにすぎず、被保険者の資格得喪の届出が受理されても、それにより被保険者の資格の得喪の効果が生ずるわけではない。

本判決は、Ⅱ判旨の1に引用したように、被告の主張を容れて、Xが被保険者資格を取得したとはいえないと判示した。この論点については、金鉉鈞訴訟の第1審判決でも同様な判示がなされている（その控訴審判決では、この論点の判示はなされていない。）。この論点に関する判旨は妥当である。

3 次に、原告は、被保険者資格取得の届出が受理されて208ヵ月もの長期間保険料を納付したような場合は、被保険者資格を有しない者についても当該資格が創設されたと認められるかのような状態が長期間継続したのであり、このような場合は信義則ないし禁反言の法理により、遅くとも昭和56年9月までには、国民年金の被保険者資格を取得したものである、と主張した。

これに対して、被告は、①行政は国会が制定した法律に従うことが要求されているため（法律による行政の原理）、法律の規定に反してXの被保

険者資格を認めることができない、②行政法の分野において信義則の適用があり得るとしても、そのためには法律による行政の原理を排除するに足りる特段の事由の存在が必要であるが、Xについてはこの特段の事由の存在が認められない、と主張した。

これに対し、本判決はⅡ判旨の2に引用したように判示した。すなわち、法律の明文の規定に反しても被保険者資格の取得を認めるべき場合はあるが、Xの場合はまだ（通算）老齢年金の受給資格期間を満たすに至っておらず、Xを保護すべき特段の事情ありと解するには不十分である。

本判決の結果だけをみると、金鉉鈞訴訟の控訴審判決と正反対になっているが、これについて本判決はⅡ判旨の3に引用したように、金鉉鈞訴訟は老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしたもののについてであり、本件訴訟とは異なって期待的な権利を超える権利を有していたと判示した。

たしかに、金鉉鈞訴訟の控訴審判決では、「控訴人は国民年金被保険者の義務たる保険料の支払をすべて終了していること」を、控訴人（金鉉鈞）を保護すべき特別の事情の1つに挙げていた¹⁰⁾。この意味では、本件訴訟と金鉉鈞訴訟では事情が異なる。しかし、十数年以上にわたって保険料を納付し、（通算）老齢年金の受給を期待していたという点では、両訴訟の事情は似通っている。外国人であることが判明した時点が、（通算）老齢年金の受給資格要件たる期間を満たす前か後かという偶然によって、年金受給資格の取得が左右されるというのは、何となく釈然としないうらみがある。しかし、外国人であることが判明することは、被保険者資格取得届出直後から可能であり、たとえば届出後1～2年後に判明した場合は、被保険者資格を認めることは妥当でないであろう。ところが、これが5～6年後であった場合はどうか、8～9年後の場合はどうかと考えると、このような連続的な時間の流れのなかで客観的な基準を見出すのは困難であり、老齢年金受給資格要件たる期間を満たしたかどうかで判断するのもやむを得ないと考えられる。

4 次に、原告は、昭和45年2月1日付で国民

年金被保険者の住所変更の手続きをし、その時点でXが外国人であることを了知できたはずであるのに、その後11年間もXを国民年金の被保険者として扱ってきたのであるから、信義則ないし禁反言の法理により、Xの国民年金被保険者資格を覆すことは許されない、と主張した。(また、原告は、大田区の勧誘員から国民年金への加入を勧められ、一旦は「私は韓国人であるから入れません」と言って断ったのに、その勧誘員から「現在日本に住み、これから住む人は、皆国民年金に加入できる」と勧められたために、本件届出をしたことをも主張している。)

これに対し、被告は、昭和45年2月当時は住民基本台帳制度の完全実施(昭和44年4月)後間もなかったこともあり、転入届、転居届等の手続きをしていない住民が多数存在していたため、外国人であるかどうかを確認することが困難であった、と主張した。

本判決は、原告が主張する事情は、法律の明文規定に反してまでも原告に国民年金の被保険者資格を認めるに足る特段の事情とするには足りないと判示した。この論点の判旨は妥当である。

5 最後に、原告は次のように主張した。すなわち、①大正11年頃以前に出生した在日外国人は、金鉉鈞訴訟の控訴審判決及びこれを受けた行政上の取扱いにより、(通算)老齢年金の受給権が認められ、②また大正15年4月2日以降に出生した在外日本人は国民年金の被保険者資格が認められることになったのに対し、原告のようにその間に出生した在外日本人については国民年金の被保険者資格を認めないとするは、著しく合理性を欠くというものである。

原告主張の①については、本判決は、以下のように、被告の主張をほぼ認めた。すなわち、金鉉鈞訴訟の控訴審判決やこれを受けた行政上の取扱いは、外国人であることが判明した時点で(通算)老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしているものについてであり、大正11年頃以前に出生した在外日本人について一般的に(通算)老齢年金の受給権を認めているわけではない。

原告主張の②は、本稿の注8)で述べた取扱いが

大正15年4月2日以降に出生した者にしか適用されず、大正13年2月16日生まれのXについては適用されないことに対して、合理性を欠くと主張しているのである。この点について、被告は次のように主張した。わが国においては、年金制度の改正に当たっては、法律不遡及の原則が貫かれているが、これは、改正の効果を遡及させた場合には、①期間の経過等により改正法の適用の基礎となる事実関係を確認できないものが多いと予想されることから、効果を遡及させることによって、新法の適用を受ける者と受けない者との間に新たな不公平を生じさせるおそれがあること、②すでに法的安定を得ている者までも見直しを要求されることになってしまう等の問題点が生じることを考慮したもので、合理的な理由があるものである。したがって、昭和60年法律第34号による国民年金法の改正に際し、その施行日である昭和61年4月1日より前に国民年金法の被保険者資格を失っている者(大正15年4月1日以前に出生した者)について、改正の効果を及ぼさなかったことは、合理的な理由がある。

この論点について、本判決はⅡ判旨の4に引用したように、著しく不合理な扱いではなく立法府の裁量の範囲内にあると判示した。昭和61年4月1日において60歳以上65歳未満の在日韓国人等も、国民年金に任意加入できる(昭和60年改正後の国民年金法附則第5条第1項第2号)以上、それらの者の昭和56年12月31日以前の期間についてもいわゆるカラ期間(合算対象期間)として認めることは立法論としては可能であったと思われるが、それが立法府の裁量の範囲に属するという本判決の判旨を覆すことにはならないであろう。

6 結論として、本判決はⅡ判旨の5に引用したように、原告の請求をすべて退けた。誤って国民年金保険料を納付してきた外国人について、(通算)老齢年金の受給資格要件たる期間を満たした者にのみ年金の支給を認めることに若干の疑問は残るものの、本判決の結論はおおむね妥当である。

注

- 1) このように厚生年金保険と国民年金に同時に誤って加入した場合は、厚生年金保険の被保険者資格が優先し、国民年金の被保険者資格はなかったものとされ（昭和60年法律第34号による改正前の国民年金法（以下「60年改正前の国民年金法」という。）第7条第2項第1号）、国民年金の保険料は還付される。
- 2) Xは、昭和36年4月1日から37年2月5日まで及び51年9月1日から54年1月1日まで厚生年金保険の被保険者として38ヵ月保険料を納付し、国民年金の保険料納付済期間は170ヵ月であった。一方、大正13年2月16日生まれの者は、昭和36年4月1日以降の公的年金制度への加入期間が合計して18年（＝216ヵ月）あれば通算老齢年金が支給されるので、Xはあと8ヵ月国民年金の保険料を納付すれば、通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすことができた。
- 3) 60年改正前の国民年金法第9条第3号の規定により、国民年金の被保険者資格は60歳に達したときに喪失する。したがって、大正13年2月16日生まれのXは、60歳になる昭和59年2月15日まで、国民年金の被保険者資格を有していたと主張しているわけである。
- 4) 東京高裁昭和58年10月20日判決（『判例時報』1092号、31頁）。これは、いわゆる金銭的訴訟に対する控訴審判決であるが、その評釈として荒木誠之〔1〕及び堀勝洋〔4〕がある。
 なお、第1審の東京地裁昭和57年9月22日判決（『判例時報』1055号、7頁）の評釈としては、小林武〔2〕及び堀勝洋〔3〕がある。
 また山本冬彦〔5〕は金銭的訴訟と本件訴訟について、その経緯や判決内容を紹介している。
- 5) 第2次世界大戦前後の政治的、社会的変動のため大量の難民が発生したことを契機に、その保護を図り、問題解決のための国際協力を促進することを目的として1951年7月国連で採択された「難民の地位に関する条約」及び保護の対象となる難民の範囲をさらに拡大することを目的として、1967年1月UNHCR（国連難民高等弁務官）によって作成された「難民の地位に関する議定書」を指す。
 同条約第24条第1項は、「締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、次の事項に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。」と規定し、その（b）項に「社会保障（業務災害、職業病、母性、疾病、廃疾、老齢、死亡、失業、家族の責任その他国内法令により社会保障制度の対象とされている給付事由に関する法規）」が掲げられている。
- 6) この間の詳しい経緯等については、堀勝洋〔3〕503頁以下を参照。
- 7) 国民年金法上20歳以上60歳未満の外国人は強制加入になったが、老齢年金の受給資格を得るためには25年の加入を要するため、60歳になるまでに25年の期間がない35歳以上の者は、加入しても老齢年金の受給資格が得られない。（なお、このような35歳以

上の外国人は国民年金法第10条に基づいて、任意脱退することができる。）

- 8) その後、昭和60年改正によって、在日韓国人等の昭和56年12月31日以前の期間はいわゆるカラ期間（「合算対象期間」。老齢基礎年金の受給資格要件たる期間とは認められるが、その年金額を算定する期間とは認められない期間）として認められることになった（「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）」第8条第5項第10号、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）」第12条第3号）。したがって、この措置が適用される大正15年4月2日以降に出生した在日韓国人等は、年齢にかかわらず、老齢基礎年金の受給が可能となった。ただし、昭和56年12月31日以前に誤って国民年金の保険料を納付していたとしても、保険料は還付されてカラ期間となる。
- 9) 昭和58年12月28日付社会保険庁国民年金課長ほか連名通知庁文発第3860号「国民年金被保険者資格取消処分取消等請求控訴事件判決確定に伴う類似事件の取扱いについて」。この通知によれば、「日本国籍を有さなかった者で誤って国民年金の適用がなされた者については、その者が日本国籍を有していたとするならば、当該適用が判明した時点において国民年金法（以下「法」という。）に基づく老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすこととなる（保険料相当額を納付した期間を全く有していないときを除く。）は、判決の趣旨に従い、法に基づく老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしているものとみなすこと。」とされた。
- 10) このほか、控訴人を保護すべき特別の事情があるところの判決が認めたものは、①控訴人が荒川区の国民年金勧誘員によって国民年金加入の手続きをしたこと、②その際、控訴人は韓国籍であることを告げて手続きをしたこと、③行政当局は控訴人を昭和36年から51年まで被保険者として取り扱い、控訴人が60歳に達したことによりその資格を喪失した者として取り扱ったこと、④拠出制の国民年金制度においては保険料負担と老齢年金等の給付はある程度対価関係にあり、控訴人の支払った保険料の全額を国が返戻したとしても、控訴人の信頼を保護したことにならないこと、⑤老後の生活を老齢年金によって維持することを期待していた控訴人は73歳に近く、国民年金を受けなければ生活保護を受けるほどに生活困窮状態にあること、である。

引用文献

- 〔1〕 荒木誠之「国籍と年金受給権——金訴訟控訴審判決の意義」『ジュリスト』、昭和58年12月15日。
- 〔2〕 小林 武「国民年金法と日本国籍を有しない者の国民年金被保険者資格取得の有無」『判例評論』、昭和58年5月1日。
- 〔3〕 堀 勝洋「社会保険法判例」『季刊・社会保障研究』、昭和58年3月。

- 〔4〕 堀 勝洋「社会保険法判例」『季刊・社会保険研究』，昭和59年3月。
- 〔5〕 山本冬彦「在日外国人と国民年金制度——帰化朝鮮人塩見日出さんの年金訴訟を中心に——」吉岡

増雄ほか編『在日外国人の在住権入門』，社会評論社，昭和63年。

（ほり・かつひろ 社会保険研究所調査部長）

（ 本稿脱稿後，本判決の評釈である「判例にあらわれた外国人に対する社会保険法上の基本問題」『判例タイムズ』，昭和63年12月15日に接した。この論文は結論的には本判決に反対するものようであり，筆者と意見を異にするが，それに対するコメントは今後に期したい。）